○総務省告示第四百二十六号

づき、 小電力デー 無線設備規則 令和四年総務省告示第二百九十一号(無線設備 タ通 信システムの (昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十第四号ヲの規定に基 無線 局 \mathcal{O} 無線設備 \mathcal{O} 技術的条件を定める件) 規則第四十九条の二十第四号ルの の 一 部を次 \bigcirc ように改正す 規定に基づく

令和五年十二月二十二日

る。

総務大臣 松本 剛明

次の表により、 改正後欄 に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以 下 「対象規定」 という

)は、これを加える。

砂瓜	改正前
[一•二 略]	[一・二 同上]
三 信号伝送速度は、次のとおりであること。	三 信号伝送速度は、次のとおりであること。
[1~4 略]	[1~4 同上]
5 占有周波数帯幅が一六○凪を超え三二○凪以下の場合	[新設]
毎秒三二〇メガビット以上	
[四~六 略]	[四~六 同上]
備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は対	注記である。